

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月27日

住 所	兵庫県神戸市兵庫区新開地 1丁目3番24号
事業者名	神戸電鉄株式会社
代表者名	取締役社長
(役職名及び氏名)	寺田 信彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設および車両等の整備に関する事項

バリアフリー法に基づく駅の段差解消に関して、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の駅は、新開地駅を除く全46駅中20駅あり、そのうち14駅で整備を完了している。未整備の内、長田駅、花山駅、大池駅では、エレベーター、スロープ等を設置するなどによって段差解消するとともに、長田駅、大池駅はトイレのバリアフリー化も実施し、2020年度までに完了する予定である。また、道場南口駅については、段差解消設備が現在の基準を満たしていないため、2021年度までに改修する計画である。

なお、1日当たりの平均的な利用者数が10,000人以上の駅への内方線付点状ブロックの設置は、2018年度中に完了しており、今後3,000人以上の駅について、随時設置を進める。

また、鉄道車両については、移動円滑化基準に適合した車両とするため、代替更新および老朽化車両の大規模改修工事施工時に合わせて適合させる。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

乗降補助の連絡を受けた際に係員が対応できるようにするための研修を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
長田駅	<ul style="list-style-type: none"> ・相対式2面2線のホームを持つ地平駅で、下りホーム側にのみ改札口があり、下りホームおよび上りホームへ渡る構内跨線橋との段差を解消するため、スロープ、エレベーターを新設し、バリアフリー化する。 ・男女兼用であるトイレを改修し、男女別とし、多機能トイレを新設する。 (2018～2019年度) ・上下線ホームについて、ホーム嵩上げ工と併せ、内方線付点状ブロックへの改修を行う。 (2020年度)
花山駅	<ul style="list-style-type: none"> ・相対式2面2線のホームを持つ地平駅で、下りホーム側にのみ改札口があり、下りホームおよび上りホームとの段差解消のため、スロープを新設する。 (2019～2020年度)
大池駅	<ul style="list-style-type: none"> ・相対式2面2線のホームを持つ地平駅で、上りホーム側にのみ改札口があり、下りホームへ渡る際に構内渡線道へ降りる階段による段差を解消するため、新たに下りホーム側に改札口を設け、バリアフリー化する。(既存の構内渡線道は廃止) ・新たに出来る改札口に多機能トイレを新設する。 (2019～2020年度)
道場南口駅	<ul style="list-style-type: none"> ・島式1面2線のホームを持つ行き違い可能な地平駅で、1か所ある改札口から構内渡線道を渡り、ホームへは既存のスロープを上る構造となっているが、移動円滑化基準を満たしていないため、基準を満たしたスロープに改修する。 (2020～2021年度)
車両の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・新型車両の6500系(移動円滑化基準適合車両)を1編成導入する。(2019年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
係員による声掛け、支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介助が必要な方への声掛けおよび乗降の補助や誘導を実施。また、介助を断られた場合でも見守りを実施する。
無人駅等における係員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ フリーダイヤルを活用し、ご利用前に係員を派遣し乗降の支援を継続して実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各駅のバリアフリー設備の一覧を掲出する。 ・ ハンドル形電動車いすをご利用のお客さまへ事前に案内する。
駅務遠隔システムによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅務遠隔システムのインターホンおよびカメラの近くに筆談用のボードを付設し、筆談と音声による案内（会話）を実施する。（順次設置する予定）

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
外部講師および障害者団体との連携による教育訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年に兵庫県と「みんなの声掛け運動応援協定」を締結し、以後、障害者団体を講師に招き、白杖・車イスの介助等に関する教育訓練を定期的実施する。 ・ 地方自治体主催のバリアフリー研修に参加する。 ・ 指導監督者を中心に、交通エコロジー・モビリティ財団が主催する「交通サポートマネージャー研修」に参加する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

特になし

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。